

○家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の書換交付

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨通報を受けたので、同条第二項の規定により公示する。

令和三年六月一日

岐阜県知事 古田 肇

（肉用牛）

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
一一五九三〇一六二五六	種畜の名前の変更	清光平	花清五三五の二一